



会 議：国際海事機関（IMO）第 69 回海洋環境保護委員会（MEPC 69）

開催場所：国際海事機関（IMO）、英国、ロンドン

会議期間：2016 年 4 月 18 日～22 日

参加国：国および地域：109、政府間機構：12、国際機関：55

海技研からの出席者：

太田 進：国際連携センター長

村岡 英一：環境・動力系環境影響評価研究グループ上席研究員

辻本 勝：流体設計系実海域性能研究グループ長

横井 威：環境・動力系環境影響評価研究グループ主任研究員

黒田麻利子：流体設計系実海域性能研究グループ主任研究員



概要 海洋環境保護委員会は、海洋汚染防止（MARPOL）条約の改正等、環境保護に係る各種事項について審議し、

- ガス専焼エンジン及び二元燃料エンジンの試験に係る NOx テクニカルコードの改正案を採択した。
- バルト海特別海域における旅客船からの汚水の排出規制の適用開始に係る MARPOL 条約附属書 IV の改正案及び船舶の種類による適用開始日を規定するための決議を採択した。
- エネルギー効率設計指標の基準の見直については、日本をコーディネータとする通信グループを設置して、引き続き検討することに合意した。
- 国際航海に従事する 5,000DWT 以上の船舶に対し、年間の燃料消費量や航海距離等の情報の報告（燃費報告制度）を MARPOL 条約附属書 VI で義務付けることに合意した。

主な貢献

太田は、義務要件の検討及び採択（議題 3）の審議を担当し、この議題及び特別海域及び特別敏感海域の指定及び保護（議題 10）のための起草部会（Drafting Group）に参画した。また、貨物運送（CCC）小委員会の報告（議題 13）に係る審議を担当し、MARPOL 条約附属書 V の改正案の修正に貢献した。

村岡は、大気汚染及びエネルギー効率（議題 5）及び国際海運のエネルギー効率改善のための更なる技術的・運航的対策（燃費報告制度）（議題 6）の審議を担当し、議題 5 の作業部会に参画し、エネルギー効率設計指標のレビューの審議に貢献するとともに、最低出力ガイドラインについて



日本及び欧州での検討内容の理解促進に向けたランチタイムプレゼンの進行役を担当し、最低出力ガイドラインに関する我が国の取り組みの理解の促進に貢献した。

辻本と黒田は、大気汚染及びエネルギー効率（議題 5）の審議を担当し、この議題の作業部会に参画し、エネルギー効率設計指標のレビュー、計算ガイドラインの審議に貢献するとともに、最低推進出力ガイドラインに関する日本での検討内容の理解促進に貢献した。

横井は、国際海運のエネルギー効率改善のための更なる技術的・運航的対策（燃費報告制度）（議題 6）の審議を担当し、本議題の作業部会に参画し、MARPOL 条約附属書 VI の改正案および船舶エネルギー効率マネジメントプラン（SEEMP）ガイドラインの改正案に係る日本提案への理解促進に貢献した。

主な審議結果

当所職員が担当した議題の主な審議結果は以下の通りである。他の事項及び審議結果の詳細については、他機関の報告を参照願いたい。

1 義務要件の改正案等の採択

1.1 MARPOL 条約附属書 II 「ばら積み有害液体物質による汚染の規制」の改正

委員会は、GESAMP（海洋環境保護の科学的側面に関する専門家の共同グループ）の危険性評価手順の改正に呼応した、MARPOL 条約附属書 II 付録 I の略号の表の改正を採択した。発効日は 2017 年 9 月 1 日の予定。

1.2 MARPOL 条約附属書 VI 「船舶からの大気汚染の防止」の改正

委員会は、排出規制海域内での NOx 三次規制への適合に関する記録要件に係る MARPOL 条約附属書 VI の改正案を採択した。発効日は 2017 年 9 月 1 日の予定。

1.3 NOx テクニカルコードの改正

委員会は、ガス専焼エンジン及び二元燃料エンジンの試験に係る NOx テクニカルコードの改正案を採択した。具体的には、ガス燃料の性状を特定するための報告書式の取り入れ等を行った。発効日は 2017 年 9 月 1 日の予定。

1.4 MARPOL 条約附属書 IV 「船舶からの汚物による汚染の防止」の改正及び関連決議

バルト海は、富栄養化が深刻な問題であることを考慮して、2011 年に附属書 IV における特別海域に指定されている。今次会合では、バルト海を航行する旅客船からの汚物の排出規制を開始するための MARPOL 条約附属書 IV の改正案及び新造旅客船（2019 年 6 月 1 日以降に建造契約をする船または建造する船）及び現存旅客船（新造旅客船以外）の排出規制の開始日に係る決議を採択した。発効日は 2017 年 9 月 1 日の予定であるが、排出規制の適用開始は、新造旅客船は 2019 年 6 月 1 日、現存旅客船は一部例外を除き 2021 年 6 月 1 日の予定。

2 大気汚染とエネルギー効率設計指標（EEDI）

2.1 EEDI 規制に関する技術開発状況のレビュー

委員会は、MARPOL 条約附属書 VI 第 21.6 規則に従い実施されている EEDI に関する Phase 2（2020 年初め～2024 年末）規制のレビューについて、日本がコーディネータを務める通信部会



(CG)において引き続き検討を行い、次回会合（MEPC 70）で報告することに合意した。継続するCGへの付託事項は以下の通り。

- レビューで利用している EEDI データベースへの提供データ数が少ない ro-ro cargo 船、ro-ro passenger 船についてさらにデータ提供を募るとともに、Phase 2 での EEDI 削減率に関するケーススタディを実施し、技術開発状況について検討を行うこと。
- EEDI 規制に係る船種を対象に、Phase 2 実施期間、EEDI 参照線でのパラメータ、削減率について、変更する必要があるかを検討すること。
- アイスクラス船に加え、ro-ro cargo 船、ro-ro passenger 船の EEDI 修正係数についてさらに検討を行い、修正係数に関連するガイドライン（EEDI 到達値計算ガイドライン・EEDI 参照線計算ガイドライン）の修正提案を用意すること。

2.2 MARPOL 附属書 VI 第 4 章に関する要求の免除

委員会は、内航船など通常国際航海を行わないが、引き渡しや売船などにより単一国際航海を行う船舶については、MARPOL 条約附属書 VI 第 4 章の適用外とすることに合意し、回章案を作成した。

3 国際海運のエネルギー効率改善のための更なる技術的・運航的対策（燃費報告制度）

委員会は、国際航海に従事する 5,000DWT 以上の船舶に対し、年間の燃料消費量や航海距離等の情報の報告を求める燃費報告制度を MARPOL 条約附属書 VI で義務付けることに合意し、条約改正案を作成の上、承認した。この条約改正案は、本年 10 月に開催予定の次回会合（MEPC 70）で採択される予定である。また、燃費報告制度の実施に必要なガイドラインをリストアップし、これらガイドラインの作成のため、日本をコーディネータとする通信部会を設置した。

4 貨物運送（CCC）小委員会の報告

貨物運送小委員会第 2 回会合（CCC 2）の報告には、固体ばら積み貨物が海洋環境有害物質か否かを判定・申告する規則の追加に係る MARPOL 条約附属書 V「船舶からの廃棄物による汚染の防止」の改正案が含まれており、委員会は、この規則の実施の目的で国際海上固体ばら積み貨物（IMSBC）コードの一部を同条約の附属書で義務化するか否かについて判断を求められていた。委員会は、同条約附属書の改正案では IMSBC コードに言及しないこと、即ち、同条約附属書ではこのコードを義務化しないことに合意し、さらに、新規規則の適用範囲を穀類を除く固体ばら積み貨物とすることに合意した上で、改正案を承認した。

5 次回会合

次回の海洋環境保護委員会（MEPC 70）は、2016 年 10 月 24 日から 28 日まで、ロンドンの IMO 本部で開催される予定である。